

信用保証 MENU



保証対象企業規模

従業員数または資本金のいずれか一方が下表に該当していればご利用いただけます。

業種	資本金	従業員数 (小規模企業者)
製造業等 (建設業・運送業・不動産業を含む)	3億円以下	300人以下 (20人以下)
ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下* (20人以下)
卸売業	1億円以下	100人以下 (5人以下)
小売業・飲食業	5,000万円以下	50人以下 (5人以下)
サービス業	5,000万円以下	100人以下 (5人以下)
ソフトウェア業 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下 (20人以下)
旅行業	3億円以下	300人以下 (20人以下)
宿泊業 (旅館業を除く)・ 娯楽業	5,000万円以下	100人以下 (20人以下)*
旅館業	5,000万円以下	200人以下* (20人以下)
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下 (20人以下)

※ 特定非営利活動法人 (以下「NPO法人」) の場合、ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く) は、従業員数 300 人以下、旅館業は同 100 人以下となります。また、宿泊業・娯楽業は従業員数 5 人以下が小規模企業者となります。
 注1 臨時の使用人、会社役員及び個人事業者における家族従業員は従業員数に含みません。但し、パート・アルバイト等各目は臨時雇であっても事業上不可欠な人員は従業員数に含みます。また、NPO 法人の場合、雇用関係のないボランティアは従業員数に含みません。
 注2 組合の場合は、当該組合が保証対象事業を含むこと、またはその構成員の 3 分の 2 以上が保証対象事業を営んでいればご利用いただけます。
 注3 NPO 法人の場合、常時使用する従業員数が該当していればご利用いただけます。
 注4 「医業を主たる事業とする法人」とは、医業を主たる事業とする医療法人・社会福祉法人等をいいます。

* 責任共有制度対象外となる保証 *

- 経営安定関連保険 (セーフティネット) 1号～4号及び6号に係る保証
取引先の倒産、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を来している中小企業者を対象とします。
☆区市町村長の認定書が必要です。
- 危機関連保証
突発的に生じた大規模な経済危機、災害等により経営の安定に支障を来している中小企業者を対象とします (国が指定した危機指定期間のみ利用可能)。
☆区市町村長の認定書が必要です。
- 創業関連保険 (再挑戦支援保証を含む) に係る保証
事業を営んでいない個人であって、創業しようとする、あるいは創業してから 5 年未満の中小企業者が対象となります。
- 特別小口保険に係る保証
常時使用する従業員 20 人 (卸売・小売・サービス業は 5 人) 以下の小規模企業者であって、同一都道府県内で特定事業を 1 年以上行っているものを対象とします。他に、省令で定める要件 (無担保無保証人であること、納税していること等) があります。
- 小口零細企業保証制度
責任共有制度の実施に伴い、金融環境の変化を受けやすい小規模企業等を対象として創設された国の統一保証制度です。
[全国小口]・東京都制度融資の「小口」[小口つなぎ] は同制度に準拠した制度です。[全国小口] [小口] [小口つなぎ] の概要は表を参照ください。その他、区市町で同様の制度を創設している自治体もあります。区市町制度については、各自治体にて要項を定めています。

このほかに、
 ○災害関係保険に係る保証、事業再生保険に係る保証、求償権消滅保証、中堅企業特別保証 など
 詳しい内容等については、各支店保証課までお問い合わせください。

お気軽に保証相談をご活用ください

- 信用保証のご利用や融資制度についてのお問い合わせ、ご相談を各支店窓口にてお受けしています。担当地域は、法人は登記上の本店所在地、個人事業者は住民登録地によります。
- 反社会的勢力は信用保証協会の保証を利用できません。
- いわゆる金融勧誘屋等の第三者が介在・介入する保証申込は取り扱いいたしません。

※信用保証のご利用にあたっては、金融機関及び当協会の審査があり、ご希望に添えない場合がございますので、ご了承ください。

事業所一覧

保証申込、ご相談は各支店保証課の窓口でお受けしております。各支店の所在は二次元コードを読み取ってご確認ください。



●信用保証料について

特定の保証制度を除き、保証料率はお客さまの経営状況等を踏まえた 9 区分 (中小企業信用リスク情報データベース: CRD により、確定決算内容を評価) となっています。基本となる保証料率は「責任共有保証料率」で、責任共有制度の対象外となる保証の場合には「責任共有外保証料率」が適用されます。

(※別掲「責任共有制度対象外となる保証」参照)

●信用保証料の計算方法

信用保証料の基本的な計算方法は次のとおりです。

①返済方法が満期一括返済の場合 (③の場合を除く)

$$\text{貸付金額} \times \text{信用保証料率} \times \text{保証期間 (月)} \div 12 \quad (\text{円未満切捨て})$$

②返済方法が分割返済の場合

$$\text{貸付金額} \times \text{信用保証料率} \times \text{保証期間 (月)} \div 12 \times \text{分割係数} \quad (\text{円未満切捨て})$$

③確定日保証の場合

$$\text{貸付金額} \times \text{信用保証料率} \times \text{保証期間 (日)} \div 365 \quad (\text{円未満切捨て})$$

※「確定日保証」とは、保証決定時に予め終期 (期日) の具体的日付を特定した保証を指し、貸付根保証、当座貸越根保証、流動資産担保融資保証 (ABL)、手形 (電子記録債権) 割引根保証、手形 (電子記録債権) 割引個別保証等が該当します。

分割係数	2 回以上 6 回以下	7 回以上 12 回以下	13 回以上 24 回以下	25 回以上
均等分割係数	0.70	0.65	0.60	0.55
不均等分割係数	0.77	0.72	0.66	0.61

「据置期間」を設けている場合や最終回返済額が各回の 2 倍相当額を超える場合等については、計算方法が異なります。詳細はお問い合わせください。

保証料率のご案内

令和 6 年 4 月 1 日現在

責任共有保証料率表 (注 1A) (年率 %)

保証区分	一企業に係る保証付融資合計額 (注 2)・担保の有無	料率区分 (注 3) (注 8) (注 9) (注 11)									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
一般保証 (注 4A)	500 万円以下	1.27	1.16	1.03	0.90	0.77	0.66	0.53	0.40	0.30	
	500 万円超 1000 万円以下	1.55	1.43	1.27	1.10	0.94	0.82	0.65	0.49	0.35	
	1000 万円超	有担保	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35
		無担保	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
東京都制度融資	500 万円以下	1.19	1.09	0.96	0.84	0.70	0.60	0.47	0.35	0.27	
	500 万円超 1000 万円以下	1.33	1.25	1.14	1.02	0.85	0.74	0.60	0.45	0.33	
	1000 万円超	有担保	1.39	1.32	1.21	1.10	0.95	0.90	0.70	0.50	0.35
		無担保	1.49	1.42	1.31	1.20	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45
当座貸越根保証 手形割引根保証 電子記録債権割引根保証 長期経営資金	有担保	1.52	1.39	1.22	1.05	0.88	0.75	0.58	0.41	0.29	
	無担保	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	
中小企業特定社債保証 (私簿債)	有担保	1.18	1.02	0.86	0.74	0.66	0.62	0.54	0.46	0.30	
	無担保	1.28	1.12	0.96	0.84	0.76	0.72	0.64	0.56	0.40	
事業承継特別保証 経営承継借換関連 (注 5)	500 万円以下	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20	
	500 万円超 1000 万円以下					0.34					
特別関係保険関連 (注 6A)	500 万円超 1000 万円以下					0.60					
	1000 万円超					0.68					
	500 万円以下					0.77					
特定保険関連 (注 7A)	500 万円超 1000 万円以下					0.94					
	1000 万円超					有担保				1.05	
						無担保				1.15	
流動資産担保融資保証 (ABL)					0.68						
事業再生円滑化関連保証 (プレ DIP)	有担保					1.66					
	無担保					1.76					
事業再生計画実施関連保証					0.80						
下請振興関連保証 (注 10)					0.56						

(注 1A) 責任共有制度の対象となる保証に適用する。なお、「責任共有保証料率」は、保証委託額に対して計算される保証料を融資金額に対する率で表示する。

(注 1B) 責任共有制度の対象外となる以下の保証に適用する。なお、「保証料率」は、保証委託額 (100% 保証のため融資金額と同額) に対する率。

- 経営安定関連保険 1号～4号及び6号に係る保証
- 災害関係保険に係る保証
- 特別小口保険 (中小企業信用保険法第 2 条第 3 項第 1 号～第 6 号の小規模企業者に限る) に係る保証
- 創業関連保険 (再挑戦支援保証を含む) に係る保証
- 事業再生保険に係る保証
- 小口零細企業保証制度 (全国統一の保証制度及び国の制度に準拠して創設される自治体制度)
- 求償権消滅保証
- 中堅企業特別保証
- 東日本大震災復興緊急保険に係る保証
- 事業再生計画実施関連保証 (責任共有制度対象外の保証付既借入金を既往残高の範囲で借り換えるもの)
- 事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型であって、責任共有制度対象外の保証付既借入金又は危機指定期間内に保証協会が保証申込を受けし、かつ融資実行されたセーフティネット保証 5 号の保証付既借入金を既往融資残高の範囲内で借り換えるもの)
- 危機関連保証
- 伴走支援型特別保証制度 (令和 5 年 1 月 10 日以降に保証協会が申込受付したもののセーフティネット保証 4 号を除く) であって、責任共有制度対象外の保証付既借入金を既往残高の範囲内で借り換えるもの)

(注 2) 統廃合された制度の融資残高を含む。ただし、中小企業金融安定化特別保証の融資残高は含まない。

(注 3) 保証申込日の直前の決算における貸借対照表及び損益計算書 (二期分ある場合は二期分の貸借対照表及び損益計算書) を基に、一般社団法人 CRD 協会のリスク評価モデルにより判定される区分。なお、直前の決算において貸借対照表がない場合は、区分の料率を適用する。

(注 4A) 特定信用状関連保証、経営承継関連保証、予約保証、特定経営承継関連保証、事業承継サポート保証、自主廃業支援保証、財務要件型無保証人保証、経営承継準備関連保証、特定経営承継準備関連保証、事業承継特別保証、経営承継借換関連保証及び特定連携事業継続力強化関連保証を含む。

(注 4B) 経営承継関連保証、予約保証、特定経営承継関連保証及び経営承継準備関連保証を含む。
 (注 5) 事業承継特別保証及び経営承継借換関連保証でガバナンス体制の整備に関するチェックシートに掲げる項目のうち、確認が必要とされる項目の全てについて専門家が満たすものと判断した場合 (以下、「承継 (専門家確認)」という。) に限り適用する。ただし、直前の決算において貸借対照表がない場合は、適用しない。

(注 6A) 次の保険を利用した保証。
 1. 新事業開拓保険 (低保険料率適用分)
 2. 経営安定関連 (1 号～4 号及び 6 号を除く)、労働力確保関連、中小小売商業関連、地域伝統芸能関連、中心市街地商業等活性化関連、中心市街地商業等活性化支援関連、流通業務総合効率化関連、農工商等連携事業関連、商店街活性化事業関連、特定下請連携事業関連、地域経済牽引事業関連、商店街活性化促進事業関連、先端設備等導

責任共有外保証料率表 (注 1B) (年率 %)

保証区分	一企業に係る保証付融資合計額 (注 2)・担保の有無	料率区分 (注 3) (注 8) (注 9) (注 11)									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	
一般保証 (注 4B)	500 万円以下	1.47	1.33	1.20	1.07	0.90	0.73	0.60	0.47	0.33	
	500 万円超 1000 万円以下	1.79	1.63	1.47	1.30	1.10	0.90	0.73	0.57	0.40	
	1000 万円超	有担保	2.10	1.90	1.70	1.50	1.25	1.00	0.80	0.60	0.40
		無担保	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
東京都制度融資	500 万円以下	1.38	1.25	1.12	1.00	0.80	0.66	0.53	0.41	0.30	
	500 万円超 1000 万円以下	1.54	1.43	1.32	1.21	1.00	0.81	0.67	0.52	0.37	
	1000 万円超	有担保	1.62	1.52	1.42	1.32	1.15	1.00	0.80	0.60	0.40
		無担保	1.72	1.62	1.52	1.42	1.25	1.10	0.90	0.70	0.50
当座貸越根保証 手形割引根保証 電子記録債権割引根保証 長期経営資金	有担保	1.77	1.60	1.43	1.26	1.05	0.84	0.67	0.50	0.33	
	無担保	1.87	1.70	1.53	1.36	1.15	0.94	0.77	0.60	0.43	
特別小口保険・ 特別関係保険関連 (注 6B)	500 万円以下					0.40					
	500 万円超 1000 万円以下					0.70					
	1000 万円超					0.80					
創業関連保険	500 万円以下					0.35					
	500 万円超 1000 万円以下					0.50					
	1000 万円超					0.60					
東日本大震災 復興緊急保険、危機関連 保険	500 万円以下					0.40					
	500 万円超 1000 万円以下					0.60					
	1000 万円超					0.70					
特定保険関連 (注 7B)	500 万円以下					0.90					
	500 万円超 1000 万円以下					1.10					
	1000 万円超					有担保				1.25	
					無担保				1.35		
事業再生保証 (DIP) 企業再生支援融資 (法的整理型)	有担保					2.10					
	無担保					2.20					
事業再生計画実施関連保証					1.00						
中堅企業特別保証	左記保証の合計額					1 億円以下				0.60	
						1 億円超				0.70	

入関連、社外高度人材活用新事業分野開拓関連、経営力向上関連、事業継続力強化関連、連携事業継続力強化関連、情報処理システム運用・管理関連、特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連、下請振興関連 (流動資産担保保険利用分を除く)、下請中小企業取引機会創出事業関連及び供給確保関連の各特別保険。

3. 特別小口保険 (責任共有対象の保証に係るもの)
 (注 6B) 次の保険を利用した保証。

- 特別小口保険 (東日本大震災復興緊急保険、事業再生計画実施関連保証及び責任共有対象の保証に係るものを除く) 及び新事業開拓保険 (低保険料率適用分)
- 経営安定関連、災害関係、労働力確保関連、中小小売商業関連、地域伝統芸能関連、中心市街地商業等活性化関連、中心市街地商業等活性化支援関連、経営革新関連、流通業務総合効率化関連、農工商等連携事業関連、商店街活性化事業関連、特定下請連携事業関連、地域経済牽引事業関連、商店街活性化促進事業関連、先端設備等導入関連、社外高度人材活用新事業分野開拓関連、経営力向上関連、事業継続力強化関連、連携事業継続力強化関連、情報処理システム運用・管理関連、特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連、下請振興関連、下請中小企業取引機会創出事業関連及び供給確保関連の各特別保険。

(注 7A) 次の保険を利用した保証。

- 公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保険 (低保険料率適用分を除く)
- 商店街整備等支援関連、伝統的工芸品支援関連、小規模事業者支援関連、特定中小企業再生支援関連、周辺地域整備関連、農工商等連携支援関連、商店街活性化支援関連、経営革新等支援関連、情報提供支援関連及び連携創業支援等関連の各特別保険。

(注 7B) 次の保険を利用した保証。

- 公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保険 (低保険料率適用分を除く)
- 商店街整備等支援関連、伝統的工芸品支援関連、小規模事業者支援関連、特定中小企業再生支援関連、周辺地域整備関連、農工商等連携支援関連、商店街活性化支援関連、経営革新等支援関連、情報提供支援関連及び連携創業支援等関連の各特別保険。

(注 8) 予約保証については、予約時の信用リスクに対応した保証料率よりも一区分高い料率を適用する。

(注 9) 次のいずれかの書類を提出した中小企業者に対して 0.1% 割引した料率を適用する。
 ① 会計参与を設置している旨の登記を行ったことを示す書類
 ② 公認会計士又は監査法人の監査を受けたことを示す監査報告書の写し
 ※個人事業者、組合、医療法人等は対象とならない。
 ※一括支払契約保証及び承継 (専門家確認) は対象とならない。
 (注 10) 流動資産担保保険を利用する場合に適用する。
 (注 11) 事業者選択型経営者保証非提供制度を利用した保証は、同制度要綱に基づき、0.25% 又は 0.45% 割増した料率を適用する。

融資メニュー	細目		融資対象	融資限度額 ()内は組合	融資期間 ()内は据置期間		融資利率(年率)*				保証人	物的担保	保証料補助
	細目	略称			運転資金	設備資金	[責任共有利率]		[全部保証利率]				
政策課題対応資金 (H/T・女性活躍・DX・育児等)	DX・イノベ・産業育成支援融資(DX)	DX・イノベ・産業育成支援	DX	別紙「(別紙1)令和6年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧① DX」における融資対象(1)から(38)のいずれかに該当する中小企業者又は組合	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)		[責任共有利率] 固定金利 7年以内 1.7%以内 7年超15年以内 2.2%以内	[全部保証利率] 固定金利 7年以内 1.5%以内 7年超15年以内 2.0%以内	新規の保証を含めた保証の合計額が8千万円超の場合は原則必要	必要となる場合がある	小規模企業者 2分の1	
	女性活躍推進融資(女性)	女性活躍推進	女性	別紙「(別紙1)令和6年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧① 女性」における融資対象(1)から(20)のいずれかに該当する中小企業者又は組合	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)		[責任共有利率] 固定金利 7年以内 1.3%以内 7年超15年以内 1.8%以内	[全部保証利率] 固定金利 7年以内 1.1%以内 7年超15年以内 1.6%以内			全事業者 3分の2	
	社会課題解決融資(社会課題)	働き方改革支援	働き方・テレ宣	別紙「(別紙2)令和6年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧② 働き方」における融資対象(1)から(10)のいずれかに該当する中小企業者又は組合 働き方改革支援の融資対象であって、東京都の「テレワーク東京ルール」実践企業宣言を行っているもの	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)		[責任共有利率] 固定金利 7年以内 1.7%以内 7年超15年以内 2.2%以内	[全部保証利率] 固定金利 7年以内 1.5%以内 7年超15年以内 2.0%以内			上記「HTT・ゼロエミ」利率より0.2%優遇	全事業者 3分の2 又は 2分の1
					別紙「(別紙2)令和6年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧② ソーシャル」における融資対象(1)又は(2)のいずれかに該当する中小企業者又は組合	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)		[責任共有利率] 固定金利 7年以内 1.7%以内 7年超15年以内 2.2%以内				[全部保証利率] 固定金利 7年以内 1.5%以内 7年超15年以内 2.0%以内
		別紙「(別紙2)令和6年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧③ 脱炭素・促進」における融資対象(1)に該当する中小企業者又は組合	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)		[責任共有利率] 固定金利 7年以内 1.7%以内 7年超15年以内 2.2%以内	[全部保証利率] 固定金利 7年以内 1.5%以内 7年超15年以内 2.0%以内	全事業者 3分の2					
		別紙「(別紙3)令和6年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧③ 脱炭素・連携」における融資対象(1)に該当する中小企業者又は組合	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)		[責任共有利率] 固定金利 7年以内 1.7%以内 7年超15年以内 2.2%以内	[全部保証利率] 固定金利 7年以内 1.5%以内 7年超15年以内 2.0%以内	小規模企業者 2分の1					
一般的な事業運営資金	小規模事業融資(小)	小口フリーランス(国の全国統一保証制度)	小口	この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下の小規模企業者	2,000万円(同)	7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	-		原則として不要	全事業者 2分の1		
		小口支援特例	小口・支援	(1)又は(2)に該当すること (1)商工会議所・商工会の経営指導を直近1年以内に6か月以上複数回受けていること。 (2)経営革新計画に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けていること。	300万円(同)	2年以内	-	-					
	一般事業融資(事業)	事業一般・小規模特別	事業・小企	中小企業者又は組合	確定した受注(取引先から商品・サービス等の発注を受け、2年以内に売上金が入金される契約をいう。)があり、その受注に対応するための資金を必要とする中小企業者又は組合	2億8,000万円 (4億8,000万円)	7年以内 (6か月以内)	10年以内 (6か月以内)	-		新規の保証を含めた保証の合計額が8千万円超の場合は原則必要	-	
					受注対応特例	事業・受注	確定した受注(取引先から商品・サービス等の発注を受け、2年以内に売上金が入金される契約をいう。)があり、その受注に対応するための資金を必要とする中小企業者又は組合	1億円 (2億円)	2年以内 (2年以内)	-			-
		経営者保証非提供促進型(事業一般)	経保非提供促進	(国の全国統一保証制度) 国の「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度要綱(都が別に指定する、保証制度改正等に伴う後継保証制度の要綱を含む)」に定める要件に該当すること。	8,000万円(同) <対象となる保証毎に設定(一般:SN4号又は5号に属する)>	10年以内 (1年以内)		金融機関所定		徴求不可			全事業者0.15% 国が補助
		プロパー借換(経営者保証非提供促進型)(事業一般)	プロパー経保	(国の全国統一保証制度) 国の「プロパー融資借換特別保証制度要綱(都が別に指定する、保証制度改正等に伴う後継保証制度の要綱を含む)」に定める要件に該当すること。	2億8,000万円 (4億8,000万円) (ただし経営者保証を提供していないプロパー融資残高の範囲内)	10年以内 (1年以内)	-	金融機関所定		徴求不可			
	一般事業融資(事業)	クイックつなぎ(事業一般)	事業つなぎ	(1)及び(2)に該当する中小企業者又は組合 (1)この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下であること。 (2)東京都中小企業制度融資又は東京都内の区市町が実施している融資制度で保証協会の保証付融資を利用していること。 (3)(2)の保証付融資の元金を、原則として1年以上にわたり約定どおり返済していること。	500万円(同)	2年以内	-	-		新規の保証を含めた保証の合計額が8千万円超の場合は原則必要	-		
					補助金・助成金つなぎ	助成つなぎ	以下の(1)から(5)に該当する補助金・助成金等の交付決定を受けた事業を行う中小企業者又は組合 (1)東京都が所管するもの (2)東京都内の区市町村が所管するもの (3)国及び独立行政法人・国立研究開発法人が所管するもの (4)都の関係団体(都の政策連携団体・都の事業協力団体・都が設立した地方独立行政法人)が所管するもの (5)上記(1)から(3)の機関が他の団体に委託・補助して行うもの	1億円 (2億円) 補助金・助成金交付決定額の未交付金額の3分の2以内	10年以内 (1年以内)			[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内 または変動金利「短プラ+0.4%」以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内 または変動金利「短プラ+0.2%」以内
		極度枠設定	極度	(1)及び(2)に該当する中小企業者又は組合 (1)引き続き2年以上(売上発生から2年以上)にわたり、原則として同一事業を営んでいること。 (2)ア又はイのいずれかに該当すること。 ア 法人の場合は、直近の決算において経常利益を計上し、債務超過でないもの。 イ 個人事業者の場合は、直近2期の所得税の確定申告において「課税される所得金額」のあるもの。	1億円 (2億円)	2年以内	-	金融機関所定				必要となる場合がある	信用保証なしの場合 必要に応じ有担保
		組合向け ㉓	組	事業協同組合等	(2億円) (転貸1組合員 3,500万円)	7年以内 (6か月以内)	10年以内 (6か月以内)	[責任共有利率] 固定金利 3年以内 2.1%以内 3年超5年以内 2.3%以内 5年超7年以内 2.5%以内 7年超 2.7%以内 または変動金利「短プラ+0.9%」以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.9%以内 3年超5年以内 2.1%以内 5年超7年以内 2.3%以内 7年超 2.5%以内 または変動金利「短プラ+0.7%」以内			原則として不要	-
官公需適格特例	組・官公需	「官公需適格組合」としての証明を受けている組合	-	-	-	上記より0.1%優遇		信用保証なしの場合 必要に応じ有担保	-				
新たな事業展開資金	創業融資(創業)	創業	創業	(1)から(3)のいずれかに該当するもの (1)事業を営んでいない個人で、東京都内で創業しようとする具体的計画を有するもの (2)創業した日から5年未満である中小企業者又は組合 (3)東京都内で分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から5年未満の会社	3,500万円 (創業経保を除き同)	7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内 または変動金利「短プラ+0.4%」以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内 または変動金利「短プラ+0.2%」以内	原則として不要	全事業者 3分の2		
				創業支援特例	創業・支援 創業経保支援	創業の融資対象であって、(1)又は(2)に該当するもの (1)産業競争力強化法に規定する認定特定創業支援等事業により支援を受け、区市町村長の証明を受けていること。 (2)商工会議所・商工会、公益財団法人東京都中小企業振興公社又は保証協会より認定特定創業支援等事業に準ずる支援を受け、その証明を受けていること。	-	10年以内 (1年以内又は3年以内)		-		[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内 または変動金利「短プラ+0.2%」以内	徴求不可
	販路開拓融資(販路)	スタートアップ支援	スタートアップ	別紙「(別紙3)令和6年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧③ スタートアップ支援」における融資対象(1)から(28)のいずれかに該当する中小企業者又は組合	2億8,000万円(同)	15年以内 (2年以内)		[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内 または変動金利「短プラ+0.4%」以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内 または変動金利「短プラ+0.2%」以内	新規の保証を含めた保証の合計額が8千万円超の場合は原則必要	小規模企業者 2分の1		
					海外展開支援	海外展開	独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構若しくは公益財団法人東京都中小企業振興公社による海外展開に関する支援又は自らの取組により、海外展開に関する事業計画を策定し実行する中小企業者	2億8,000万円	10年以内 (2年以内)			[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内 または変動金利「短プラ+0.4%」以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内 または変動金利「短プラ+0.2%」以内
設備融資(設備)	設備投資	設備立地	【設備投資(略称:設備投資)】 事業の実施に必要な設備(機械・装置・工具・器具・備品等)の導入、増強、改良、補修等(テレワーク又はDX推進に資する設備並びに、ICT・IoT・AI・ロボットを活用した設備の導入を含む。)、又は建物の改修、建替等(耐震化、バリアフリー化を含む。)を行う中小企業者	2億8,000万円 (4億8,000万円)	5年以内 ただし工事代金等が入金されるまでの期間	-	[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 または変動金利「短プラ+0.4%」以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 または変動金利「短プラ+0.2%」以内	必要となる場合がある	全事業者 3分の2			
				【企業立地促進(略称:立地促進)】 引き続き1年以上(売上発生から1年以上)同一事業を営んでおり、東京都内において工場・事務所・店舗の新増設、移転等を行う中小企業者	2億8,000万円	15年以内 (2年以内)		[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内 または変動金利「短プラ+0.4%」以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内 または変動金利「短プラ+0.2%」以内		原則必要		
経営強化融資(強化)	経営強化	強化	【強化認定(略称:強化認定)】 中小企業等経営強化法の認定を受けている中小企業者又は組合	1億円 (2億円)	10年以内 (2年以内)		[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内 または変動金利「短プラ+0.4%」以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内 または変動金利「短プラ+0.2%」以内	新規の保証を含めた保証の合計額が8千万円超の場合は原則必要	小規模企業者 2分の1			
				強化認定革新特例	強化認定・革新	経営革新計画(中小企業等経営強化法)に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けたことについて確認申請書により確認を受けていること。(経営強化認定(略称:強化認定)の融資対象者のみ利用可能)	-	上記より0.2%優遇			新規の保証を含めた保証の合計額が8千万円超の場合は原則必要		
チャレンジ融資(チャレンジ)	チャレンジ	チャレンジ	(1)から(3)のいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1)公的機関の認定・認証・登録等を受けて実施する事業を行うこと。 (2)東京都等の助成金の交付決定を受けた事業を行うこと。 (3)令和6年度において東京都が重点的支援を行う事業等を行うこと。	1億円 (2億円)	10年以内 (2年以内)		[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内 または変動金利「短プラ+0.4%」以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内 または変動金利「短プラ+0.2%」以内	原則必要	-			

* [責任共有利率]:責任共有制度の対象となる融資に適用される利率 [全部保証利率]:責任共有制度の対象外(全部保証)となる融資に適用される利率
㉓ 商工中金のみ取扱い可

融資メニュー	融資対象		融資限度額 ()内は組合	融資期間 ()内は据置期間		融資利率(年率)*		保証人	物的担保	保証料補助	
	細目	略称		運転資金	設備資金						
新たな事業展開資金	事業承継融資 (承継)	承継	【事業承継一般(略称:承継一般)】 (1)から(4)のいずれかに該当する中小企業者並びに(1)若しくは(2)のいずれかに該当する組合 (1)事業承継を10年以内に行う計画を策定し、計画の実行に取り組むこと。 (2)事業承継をした日から5年未満であって、事業計画を策定し、承継後の経営の安定化等に取り組むこと。 (3)事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受けたこと。 (4)事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の事業承継に伴い、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受けたこと。	2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (2年以内)	[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内	必要となる場合がある	新規の保証を含めた保証の合計額が8千万円超の場合は原則必要	全事業者 3分の2	
			【事業承継経営者保証不要型(略称:承継経保)(国の全国統一保証制度)】 (1)又は(2)に該当し、かつ(3)に該当する中小企業者又は組合 (1)保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有していること。 (2)令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施しており、事業承継日から3年を経過していないこと。 (3)アからエまで全てを満たすこと。 ア 資産超過であること、イ EBITDA 有利子負債倍率が15倍以内であること、ウ 法人・個人の分離がなされていること、エ 返済額和している借入金が無いこと。	2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (1年以内)	—	—	徴求不可		全事業者 3分の2 又は 0.2%相当分	
			【事業承継個人融資型(略称:承継個人)】 (1)又は(2)のいずれかに該当するもの (1)事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受けた会社である中小企業者の代表者個人であって、「中小企業者の会社要件」及び「代表者個人要件」を満たすこと。 (2)事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の事業承継に伴い、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受けた事業を営んでいない個人であって、「他の中小企業者の要件」及び「個人要件」を満たすこと。	2億8,000万円	15年以内 (2年以内)	[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超10年以内 2.2%以内 10年超 2.4%以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超10年以内 2.0%以内 10年超 2.2%以内			全事業者 3分の2	
	【事業承継支援特別(略称:承継・支援)】 (1)から(3)のいずれかに該当するもの(ただし、事業承継個人型(2)は本特例の適用範囲外) (1)地域持続化支援事業による東京商工会議所、東京都商工会連合会又は町田商工会議所からの支援を1年以内に複数回受け、その証明を受けていること。 (2)公益財団法人東京都中小企業振興公社における事業承継・再生支援事業による支援を1年以内に複数回受け、その証明を受けていること。 (3)一般社団法人東京都信用金庫協会及び一般社団法人東京都信用組合協会が行う「地域金融機関による事業承継促進事業」における事業承継計画策定のための専門家派遣支援を1年以内に受け、その証明を受けていること。	2億8,000万円 (4億8,000万円)	事業承継の各融資対象と同様	上記より0.2%優遇			事業承継の各融資対象と同様				
	M&A促進	M&A	M&Aに取り組む中小企業者(売却・買収は問わない。ただし、売却側が廃業を前提としている場合、売却側企業が融資申請することはできない。)	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (5年以内)	[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内			全事業者 3分の2	
経営安定融資(経営)	経営セーフ	経営セーフ	セーフティネット保証に係る区市町村長の認定を受けた中小企業者又は組合	2億8,000万円 (4億8,000万円)							
	経営一般	経営一般	(1)から(7)までのいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1)[最近3か月間の売上実績]又は[今後3か月間の売上見込]が前年同期と比較して、5%以上減少していること。 (2)[最近3か月間の売上実績]又は[今後3か月間の売上見込]が令和2年1月以前の直近同期と比較して、5%以上減少していること。 (3)売上原価の20%以上を占める原油価格が20%以上上昇の一方で、価格転嫁できていること。 (4)金融機関からの借入金が前年同期比10%以上減少していること。 (5)倒産等企業に事業上の債権を有していること。 (6)災害により事業活動に影響を受けていること。 (7)東京都知事が指定するもの。(アスベスト対策)	1億円 (2億円)	10年以内 (2年以内)	[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内			小規模企業者 2分の1	
	経営改善	経営改善	【改善支援(略称:改善支援)】 改善協会、東京都内の商工会議所、商工会、公益財団法人東京都中小企業振興公社又は東京都よろず支援拠点の経営支援を受け、自ら改善計画を策定し、その証明を受けた中小企業者又は組合	2億8,000万円 (4億8,000万円)							
				【フェニックス金融支援パッケージ(略称:フェニックス)(国の全国統一保証制度)】 国の「事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)制度要綱(都が別に指定する、保証制度改正等に伴う後継保証制度の要綱を含む)」に定める要件に該当すること。	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (5年以内)	[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超10年以内 2.2%以内 10年超 2.4%以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超10年以内 2.0%以内 10年超 2.2%以内	経営者保証免除 対応(※)を適用 する場合は不要		国補助後の事業者 負担を 都が補助 (事業者負担なし)
	借換融資 (借換)	特別借換	特別借換	(1)及び(2)に該当する中小企業者又は組合 (1)保証協会の保証付融資を利用していること。 (2)事業計画を策定し、資金繰りの安定化や経営改善に取り組むこと。	既往の保証付融資残高 及び事業計画実施 に必要な資金の範囲内 (同)	10年以内 (1年以内)	—	金融機関所定			小規模企業者 2分の1
	再生支援融資 (再生)	企業再生	企業再生	【再生法的整理(略称:再生法的整理)】 民事再生手続又は会社更生手続を申し立て、再生計画又は更生計画認可後3年を経過しておらず、かつその計画を完遂していない中小企業者又は組合 【再生私的整理(略称:再生私的整理)】 中小企業活性化協議会などの公的機関の支援を受け、事業再生に取り組む中小企業者又は組合	2億円 (同)	10年以内 (1年以内)		金融機関所定			必要に応じ有担保 小規模企業者 2分の1
	災害復旧資金融資 (災)	災害復旧	災	東京都知事が指定した災害により損失を受けている中小企業者又は組合	原則として一災害 8,000万円(同) <災害毎に設定>	原則として10年以内 (1年以内) <災害毎に設定>	[責任共有利率] 固定金利 1.7%以内	[全部保証利率] 固定金利 1.5%以内			全事業者 全額
経営の安定化資金	危機対応融資 (危機)	危機対応	危機	(1)又は(2)のいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1)東日本大震災復興緊急保証制度に係る区市町村長の認定等を受けたこと。 (2)危機関連保証に係る区市町村長の認定を受けたこと。	2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (2年以内)	—	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内			全事業者 2分の1
	事業再構築・業態 転換等支援融資 (事業・業態転換)	事業再構築・業態転換	事業・業態 転換	事業再構築・業態転換事業計画書を策定している又は国の「事業再構築補助金」の交付決定を受けている中小企業者又は組合	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (5年以内)	[責任共有利率] 固定金利 7年以内 1.7%以内 7年超 2.2%以内	[全部保証利率] 固定金利 7年以内 1.5%以内 7年超 2.0%以内			全事業者 3分の2
		省エネルギー 推進支援 特別	省エネ推進 支援	(1)又は(2)のいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1)事業再構築・業態転換事業計画書において、エネルギー対策に係る計画を策定し、当該対策を実施した際の省エネルギー削減効果を記載していること。 (2)国の「事業再構築補助金」において、「グリーン成長枠」の交付決定を受けていること。			上記より0.2%優遇				
	伴走支援融資 (伴走)	伴走全国 (国の全国統一 保証制度)	伴走全国	(1)及び(2)に該当する中小企業者又は組合 (1)経営行動計画書を策定していること。 (2)アからカのいずれかに該当すること。 ア セーフティネット保証4号の認定の取得 イ セーフティネット保証5号の認定の取得 ウ 最近1か月の売上高が前年同月に比して5%以上減少していること。 エ 最近1か月の売上高総利益率が前年同月・直近決算のいずれかの売上高総利益率と比較して5%以上減少している又は直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること。 オ 最近1か月の売上高営業利益率が前年同月・直近決算のいずれかの売上高営業利益率と比較して5%以上減少している又は直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること。 カ 激甚災害(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づいて指定された令和六年能登半島地震による災害に限る。)について、災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けたこと。	1億円(同)	10年以内 (5年以内)	[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超10年以内 2.2%以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超10年以内 2.0%以内	経営者保証免除 対応(※)を適用 する場合は不要		全事業者に対し、 事業者負担が 0.2~1.15% になるよう国が補助
	伴走対応	伴走対応	(1)から(3)に該当する中小企業者又は組合 (1)経営行動計画書を策定していること。 (2)申込み時点で既に伴走全国等の利用残高がある(本件と同時に融資実行する場合を含む。)こと。 (3)アからカのいずれかに該当すること。 ア セーフティネット保証4号の認定の取得 イ セーフティネット保証5号の認定の取得 ウ 最近1か月の売上高が前年同月に比して5%以上減少していること。 エ 最近1か月の売上高総利益率が前年同月・直近決算のいずれかの売上高総利益率と比較して5%以上減少している又は直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること。 オ 最近1か月の売上高営業利益率が前年同月・直近決算のいずれかの売上高営業利益率と比較して5%以上減少している又は直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること。 カ 激甚災害(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づいて指定された令和六年能登半島地震による災害に限る。)について、災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けたこと。	1億8,000万円 (3億8,000万円)	10年以内 (5年以内)	[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超 2.2%以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超 2.0%以内			新規の保証を含めた保証の合計額が8千万円超の場合は原則必要 小規模企業者 2分の1	
エネルギー・ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資 (エネルギー・ウクライナ・円安等)	エネルギー・ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資	エネルギー・ウクライナ・円安等	(1)及び(2)又は(3)及び(4)に該当する中小企業者又は組合 (1)「借換対象コロナ融資※」の融資残高があること。 (2)事業計画を策定し、資金繰りの安定化や経営改善に取り組むこと。 (3)ウクライナ情勢、新型コロナウイルス感染症、円安又はエネルギー関連の要因等を発端として、事業活動に影響を受けていること。 (4)次のいずれかに該当するもの ア 「最近3か月間の売上実績」又は「今後3か月間の売上見込」が直近同期と比較して、10%以上減少していること。 イ 「最近1か月の売上高総利益率」が直近同期と比較して、10%以上減少していること。 ウ 「最近1か月の売上高営業利益率」が直近同期と比較して、10%以上減少していること。 ※「借換対象コロナ融資」 令和元年度の危機対応緊急融資(コロナ)、新型コロナウイルス感染症対応緊急融資、新型コロナウイルス感染症対応緊急借換 令和2年度の危機対応緊急融資(コロナ)、新型コロナウイルス感染症対応緊急融資、新型コロナウイルス感染症対応緊急借換(令和3年3月31日までに保証申込受付、令和3年5月31日までに融資実行されているもの)	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (5年以内)	[責任共有利率] 固定金利 3年以内 1.7%以内 3年超5年以内 1.8%以内 5年超7年以内 2.0%以内 7年超10年以内 2.2%以内 10年超 2.4%以内	[全部保証利率] 固定金利 3年以内 1.5%以内 3年超5年以内 1.6%以内 5年超7年以内 1.8%以内 7年超10年以内 2.0%以内 10年超 2.2%以内			全事業者5分の4 又は3分の2 (小規模企業者は 5分の4又は4分の3)	
環境保全資金融資あっせん	環境保全	環境保全	最新規制適合車への買い替え	1億円 (同)	—	7年以内 (6か月)	東京都が申込受付をした長期プライムレート以内				全事業者 3分の2
流動資産担保融資	ABL1	ABL1	事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有する中小企業者及び組合	2億5,000万円 (同) ※保証限度額は2億円 …融資額の80%を保証	1年		金融機関所定		不要	申込人の有する売掛債権・棚卸資産を譲渡担保とする	—
	ABL2	ABL2	事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有する中小企業者及び組合		1年以内						

* 「責任共有利率」：責任共有制度の対象となる融資に適用される利率 「全部保証利率」：責任共有制度の対象外(全部保証)となる融資に適用される利率
※ 一定の要件を満たす場合に、保証料率を0.2%以上乗せることで経営者保証を免除することができる。

融資メニュー			融資対象			
細目	略称	No.	事業名/取組名	実施事項	必要書類	所管
DX・イノベ・産業育成支援融資(DX)	DX・イノベ・産業育成支援	(1)	未来を拓くイノベーション TOKYO プロジェクト	当該事業に採択されている	未来を拓くイノベーション TOKYO プロジェクトの補助金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局商工部創業支援課
		(2)	デジタル技術を活用した先進的サービス創出支援事業	当該事業を利用している	デジタル技術を活用した先進的サービス創出支援事業の助成金交付決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
		(3)	ものづくりイノベーション企業創出道場(売れる製品開発道場)	当該事業を受講修了している	ものづくりイノベーション企業創出道場(売れる製品開発道場)の修了時に発行される修了証書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
		(4)	成長産業分野の海外展示会出展支援事業	当該事業を利用している	成長産業分野の海外展示会出展支援事業の採択決定通知書の写し	東京都産業労働局商工部経営支援課
		(5)	DX推進支援事業	当該事業を利用している	DX推進支援事業の補助金交付決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
		(6)	先端技術を活用した社会課題解決促進事業	当該事業で表彰されている	東京都のウェブサイト「先端技術を活用した社会課題解決促進事業」の表彰企業として掲載されていることが確認できるページの写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
		(7)	医療機器産業参入促進助成事業	当該事業を利用している又は、対象(申請)要件を満たし、申請等を行っている	医療機器産業参入促進助成事業への申請等を行い、受理されたことが確認できる書類(交付決定通知書の写し・不採択通知の写し等。対象要件を満たさずに不受理等となった旨の通知を除く。)	公益財団法人東京都中小企業振興公社
		(8)	「新しい日常」対応型サービス創出支援事業	当該事業の支援を受けている	「新しい日常」対応型サービス創出支援事業のハンズオン支援に係る支援決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
		(9)	海外オンライン展示会等出展支援	当該事業を利用している又は、対象(申請)要件を満たし、申請等を行っている	海外オンライン展示会等出展支援への申請等を行い、受理されたことが確認できる書類(採択決定通知書の写し・不採択通知の写し等。対象要件を満たさずに不受理等となった旨の通知を除く。)	公益財団法人東京都中小企業振興公社
		(10)	越境EC出品支援	当該事業を利用している又は、対象(申請)要件を満たし、申請等を行っている	越境EC出品支援への申請等を行い、受理されたことが確認できる書類(採択決定通知・不採択通知等。対象要件を満たさずに不受理等となった旨の通知を除く。)	公益財団法人東京都中小企業振興公社
		(11)	生産性向上のためのデジタル技術活用推進事業	当該事業の支援を受けている	「生産性向上のためのデジタル技術活用推進事業」のデジタル技術アドバイザー派遣決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
		(12)	中小企業デジタルツール導入促進支援事業	当該事業を利用している	中小企業デジタルツール導入促進支援事業の助成金の交付決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
		(13)	ECサイトの活用による東京の伝統工芸品販売支援事業	当該事業で都が開設するアンテナショップの出品支援を受けている	ECサイトの活用による東京の伝統工芸品販売支援事業で都が開設するアンテナショップの出品支援を受けていることが確認できる書類(支援内容証明申請書(様式2))	東京都産業労働局商工部経営支援課
		(14)	躍進的な事業推進のための設備投資支援事業	当該事業を利用している又は、対象(申請)要件を満たし、申請等を行っている	躍進的な事業推進のための設備投資支援事業への申請等を行い、受理されたことが確認できる書類(交付決定通知書の写し・不採択通知の写し等。対象要件を満たさずに不受理等となった旨の通知を除く。)	公益財団法人東京都中小企業振興公社
		(15)	GEMStartup TOKYO(新事業発掘プロジェクト事業)	当該事業の事業化プログラム採択者である	GEMStartup TOKYO(新事業発掘プロジェクト事業)の事業化プログラム採択者であることが確認できる書類(支援内容証明申請書(様式2))	東京都産業労働局商工部創業支援課
		(16)	TOKYO Re:STARTER(リスタートアントレプレナー支援事業)	当該事業のアクセラレーションプログラム採択者である	TOKYO Re:STARTER(リスタートアントレプレナー支援事業)のアクセラレーションプログラム採択者であることが確認できる書類(支援内容証明申請書(様式2))	東京都産業労働局商工部創業支援課
		(17)	TOKYO戦略的イノベーション促進事業	当該事業に採択されている	TOKYO戦略的イノベーション促進事業の助成金交付決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
		(18)	ゼロエミッション東京の実現に向けた技術開発支援事業	当該事業に採択されている	ゼロエミッション東京の実現に向けた技術開発支援事業の補助金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局商工部創業支援課
		(19)	ゼロエミッション推進に向けた事業転換支援事業	当該事業に採択されている	ゼロエミッション推進に向けた事業転換支援事業の助成金交付決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
		(20)	中小企業SDGs経営推進事業	当該事業のSDGs経営のハンズオン支援を受けている	中小企業SDGs経営推進事業のハンズオン支援に係る支援証明書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
		(21)	TOKYO地域資源等を活用したイノベーション創出事業	当該事業を利用している	TOKYO地域資源等を活用したイノベーション創出事業の交付決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
		(22)	販路開拓におけるDXサポート事業	当該事業の支援を受けている	「販路開拓におけるDXサポート事業ハンズオン支援の決定について」の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
		(23)	企業変革に向けたDX推進支援事業	当該事業の支援を受けている	「企業変革に向けたDX推進支援事業」の(仮称)DX推進アドバイザー派遣決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
		(24)	スタートアップを活用したリスキリングによる中小企業デジタル化支援	当該事業の支援を受けている	「スタートアップを活用したリスキリングによる中小企業デジタル化支援」の支援を受けていることが確認できる書類(申込・ヒアリング後の(仮称)支援方針決定通知書の写し)	公益財団法人東京都中小企業振興公社
		(25)	都内中小企業向けデジタル技術導入促進ナビゲーター事業	当該事業の支援を受けている	「都内中小企業向けデジタル技術導入促進ナビゲーター事業」の支援を受けていることが確認できる書類(「デジタルツール導入に向けた簡易的な提案書」の写し)	東京都産業労働局商工部経営支援課
		(26)	ゼロエミッション東京の実現等に向けたイノベーション促進事業	当該事業に採択されている	ゼロエミッション東京の実現等に向けたイノベーション促進事業の補助金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局商工部創業支援課
		(27)	社会実装参画による多摩イノベーション創出事業	当該事業の支援を受けている	社会実装参画による多摩イノベーション創出事業の助成金交付決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
		(28)	5Gによる製造工場のDX・GX推進事業	当該事業の支援を受けている	5Gによる製造工場のDX・GX推進事業の助成金交付決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
		(29)	介護現場のニーズに対応した製品開発支援事業	当該事業の支援を受けている	介護現場のニーズに対応した製品開発支援事業の助成金交付決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
		(30)	デジタルツール導入促進緊急支援事業	当該事業の支援を受けている	デジタルツール導入促進緊急支援事業の助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局商工部経営支援課
		(31)	デジタル技術活用推進緊急支援事業	当該事業の支援を受けている	デジタル技術活用推進緊急支援事業の助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局商工部経営支援課
		(32)	スタートアップ総合支援拠点の運営(NEXs Tokyo)	当該事業に採択されている	東京都のウェブサイト「NEXs Tokyo」のアクセラレーションプログラム受講生として掲載されていることが確認できるページの写し	東京都産業労働局商工部創業支援課
		(33)	観光事業者のデジタル化促進事業	当該事業に採択されている	交付決定通知書の写し	(公財)東京観光財団 観光産業振興部 観光産業振興課
		(34)	観光関連事業者デジタル化レベルアップ支援事業	当該事業に採択されている	交付決定通知書の写し	(公財)東京観光財団 観光産業振興部 観光産業振興課
		(35)	宿泊施設デジタルシフト応援事業	当該事業に採択されている	交付決定通知書の写し	(公財)東京観光財団 観光産業振興部 観光産業振興課
		(36)	旅行事業者デジタルツール導入支援事業	当該事業に採択されている	交付決定通知書の写し	(公財)東京観光財団 観光産業振興部 観光産業振興課
		(37)	DX人材リスキリング支援事業	当該事業に取り組んでいる	合格通知の写し	東京都産業労働局雇用就業部能力開発課
		(38)	キングサーモンプロジェクト	当該事業に採択されている	キングサーモンプロジェクトに採択されたことが確認できる書類	スタートアップ・国際金融都市戦略室戦略推進部戦略企画課
女性活躍推進融資	女性活躍推進	(1)	家庭と仕事の両立支援推進企業	当該事業に登録し、家庭と仕事の両立支援に取り組んでいる	「登録決定通知書」の写し又は東京都のウェブサイト「家庭と仕事の両立支援推進企業」の登録企業として掲載されていることが確認できるページの写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
		(2)	TOKYOババ育業促進企業	当該事業に取り組んでいる	男性育休取得達成企業であることが確認できる東京都のウェブサイトの掲載ページ又は「登録決定通知書」の写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
		(3)	働きやすい職場環境づくり推進奨励金	当該事業に取り組んでいる	交付決定通知書の写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
		(4)	ライフイベントと仕事の両立へのスキルアップ等応援事業	当該事業に取り組んでいる	交付決定通知書の写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
		(5)	働くババママ育業応援奨励金(ママコース・ババコース)	当該事業に取り組んでいる	支給決定通知書の写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
		(6)	働くババママ育業応援奨励金(パパと協力!ママコース)	当該事業に取り組んでいる	支給決定通知書の写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
		(7)	働くババママ育業応援奨励金(もってババコース)	当該事業に取り組んでいる	支給決定通知書の写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
		(8)	育業中スキルアップ支援事業	当該事業に取り組んでいる	交付決定通知書の写し	東京都産業労働局雇用就業部能力開発課
		(9)	男性育業推進リーダー事業	当該事業に取り組んでいる	交付決定通知書の写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
		(10)	育児・介護との両立のためのテレワーク導入促進事業	当該事業に取り組んでいる	支給決定通知書の写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
		(11)	女性活躍の推進に向けた雇用環境整備促進事業	当該事業に取り組んでいる	支給決定通知書の写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
		(12)	雇用関連諸制度に関する課題解決促進事業	当該事業に取り組んでいる	交付決定通知書の写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
		(13)	働く人のチャイルドプランサポート事業	当該事業に取り組んでいる	交付決定通知書の写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
		(14)	働く女性のライフ・キャリアプラン応援事業	当該事業に取り組んでいる	交付決定通知書の写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
		(15)	働く女性応援事業	当該事業に取り組んでいる	支給決定通知書の写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
		(16)	働く女性のウェルネス向上事業	当該事業に取り組んでいる	交付決定通知書の写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
		(17)	介護休業取得応援事業	当該事業に取り組んでいる	支給決定通知書の写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
		(18)	女性活躍のためのフェムテック開発支援・普及促進事業	当該事業に採択されている	女性活躍のためのフェムテック開発支援・普及促進事業の助成金交付決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
		(19)	女性ベンチャー成長促進事業(APT Women)	当該事業に採択されている	東京都のウェブサイト「女性ベンチャー成長促進事業」の採択事業者として掲載されていることが確認できるページの写し	東京都産業労働局商工部創業支援課
		(20)	女性の活躍推進企業データベースへの登録	(別紙2)令和6年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧②「働き方改革支援」の事業に取り組んでおり、かつ、当該事業にも取り組んでいる	女性の活躍推進企業データベースのウェブサイトの公表企業一覧ページの写し(申込者が女性の活躍推進企業データベースに登録しており、項目1から14まで全てを公表していることが確認できる箇所のみで可)	厚労省

融資メニュー		融資対象				
細目	略称	No.	事業名/取組名	実施事項	必要書類	所管
働き方改革支援	働き方	(1)	テレワーク導入ハンズオン支援事業	当該事業の支援を受け、テレワークに取り組んでいる	支給決定通知書の写し(但し、助成金を活用しない企業については、コンサルティング支援終了後に発行される「テレワーク導入ハンズオンコンサルティング事業結果報告書」の写し)	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
		(2)	テレワーク定着への課題解決アドバンス事業	当該事業に取り組んでいる	支給決定通知書の写し(但し、助成金を活用しない企業については、コンサルティング支援終了後に発行される結果報告書の写し) ※令和5年度以前に支援を受けた「テレワーク課題解決コンサルティング」の終了後に発行される「テレワーク課題解決コンサルティング結果報告書」の写し及び「テレワーク定着促進フォローアップ事業」の支給決定通知書の写しを含む	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
		(3)	テレワーク促進事業(テレワーク活用・働く女性応援助成金(テレワーク活用推進コース)、テレワーク定着促進助成金を含む)	当該事業の助成を受け、テレワークに取り組んでいる	支給決定通知書の写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
		(4)	テレワーク定着強化事業	当該事業の助成を受け、テレワークに取り組んでいる	支給決定通知書の写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
		(5)	サテライトオフィス勤務応援事業	当該事業の助成を受け、テレワークに取り組んでいる	支給決定通知書の写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
		(6)	正規雇用等転換安定化支援助成金	「結婚・育児支援加算」又は「賃上げ加算」の支給決定を受けている	交付決定通知書及び額の確定通知書の写し(但し、結婚・育児支援加算又は賃上げ加算の支給決定を受けていること。)	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
		(7)	魅力ある職場づくり推進奨励金	当該事業の助成を受け、エンゲージメント向上に向けた職場づくりの推進に取り組んでいる	「支給決定兼支給額の確定通知書」の写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
		(8)	中小企業の従業員処遇改善応援事業	賃金制度整備のための専門家派遣を受け、賃上げに取り組んでいる	東京都働きやすい職場環境づくり推進専門家派遣の決定通知書(取組項目「賃金制度・賃上げに関すること」の派遣決定通知を受けているもの)及び取組結果報告書(取組項目(3)に該当しているもの)の写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
		(9)	東京の未来の働き方推進事業	当該事業に取り組んでいる	「東京サステナブルワーク企業」登録証の写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
		(10)	時差 Biz	当該事業に参加し、時差出勤やテレワークなど働き方の転換に取り組んでいる	東京都のウェブサイトの時差 Biz 参加企業ページの写し(申込者が時差 Biz 参加企業として登録されていることが確認できる箇所のみで可)	東京都都市整備局都市基盤部交通企画課
		(11)	テレワーク東京ルール実践企業宣言特例	東京都の「「テレワーク東京ルール」実践企業宣言」を行っている	テレワーク東京ルール実践企業宣言の宣言書(テレワーク推進リーダー設置済表示入り)の写し	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
ソーシャルビジネス・ソーシャルファーム支援	ソーシャル	(1)	認定 NPO 法人、特例認定 NPO 法人の認定を取得している		認定 NPO 法人又は特例認定 NPO 法人として決定された際に、所管庁から発行された通知書面の写し	東京都生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課
		(2)	「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」の第 11 条第 1 項に規定するソーシャルファーム(事業からの収入困難者と認められる者を相当数雇用し、その職場において、就労困難者と認められる者が他の従業員と共に働いている社会的企業)の認証又は予備認証を取得している	を主たる財源として運営しながら、就労取得している	「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」の第 11 条第 1 項に基づくソーシャルファームの認証又は予備認証を取得していることが確認できる資料(東京都認証ソーシャルファーム認証書)の写し	東京都産業労働局雇用就業部就業推進課
BCP・サイバーセキュリティ対策支援	BCP・サイバ	(1)	BCP 実践促進助成金	当該助成金に採択されている	BCP 実践促進助成金の交付決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
		(2)	東京都 BCP 策定支援事業	当該事業にて BCP を策定している	事業継続計画(BCP)の策定・実施に係る支援内容証明申請書(様式 10)	公益財団法人東京都中小企業振興公社
		(3)	-	BCPの策定・実施に係る商工会議所・商工会又は東京都中小企業団体中央会による支援を受け BCP を策定している	事業継続計画(BCP)の策定・実施に係る支援内容証明申請書(様式 10)	商工会議所/商工会/東京都中小企業団体中央会
		(4)	サイバーセキュリティ対策促進助成金	当該助成金に採択されている	サイバーセキュリティ対策促進助成金の交付決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
		(5)	SECURITY ACTION	SECURITY ACTION の 2 段階目(★★二つ星)の「宣言済み」である	SECURITY ACTION(★★)のロゴマーク使用の手続きが完了した旨の IPA からのメールの写し	独立行政法人 情報処理推進機構(IPA)
		(6)	中小企業サイバーセキュリティ普及啓発事業(フォローアップ事業・啓発事業)	当該事業を利用している又は、対象(申請)要件を満たし、申請等を行っている	中小企業サイバーセキュリティ普及啓発事業を受けていることが確認できる書類(支援内容証明申請書(様式 10))	東京都産業労働局商工部経営支援課
		(7)	中小企業サイバーセキュリティ基本対策事業	当該事業の支援を受けている	中小企業サイバーセキュリティ基本対策事業の支援を受けていることが確認できる書類(支援内容証明申請書(様式 10))	東京都産業労働局商工部経営支援課
		(8)	中小企業サイバーセキュリティ社内体制整備事業	当該事業の支援を受けている	中小企業サイバーセキュリティ社内体制整備事業の支援を受けていることが確認できる書類(支援内容証明申請書(様式 10) ※必要な場合のみ)	東京都産業労働局商工部経営支援課
		(9)	中小企業サイバーセキュリティ特別支援事業	当該事業の支援を受けている	中小企業サイバーセキュリティ特別支援事業の支援を受けていることが確認できる書類(支援内容証明申請書(様式 10))	東京都産業労働局商工部経営支援課
		(10)	観光事業者の災害対応力強化事業	当該事業に取り組んでいる	当該事業によるセミナーへの参加が確認できる書類	東京都産業労働局観光部受入環境課
社会課題解決融資(社会課題)	H T T ・ ゼロエミ	(1)	地球温暖化対策報告書制度	当該事業の報告書を提出しており、報告書の内容が東京都環境局のウェブサイトに公表されている	東京都環境局の地球温暖化対策報告書制度のウェブサイトに報告書の内容を公表していることが確認できるページの写し	東京都環境局気候変動対策部総量削減課
		(2)	LED 照明等節電促進助成金	当該助成金に採択されている	「LED 照明等節電促進助成金」の交付決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
		(3)	ゼロエミッション実現に向けた経営推進支援事業	当該事業で「戦略・ロードマップ」を策定し確認を受けている	公益財団法人東京都中小企業振興公社の確認を受けた「戦略・ロードマップ」の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
		(4)	原油価格高騰等対策支援事業	当該事業を利用している	原油価格高騰等対策支援事業の助成金の交付決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
		(5)	原油価格高騰等に伴う経営基盤安定化緊急対策事業	当該事業を利用している	原油価格高騰等に伴う経営基盤安定化緊急対策事業の助成金の交付決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
		(6)	新たな事業環境に即応した経営展開サポート事業	当該事業を利用している	新たな事業環境に即応した経営展開サポート事業の助成金の交付決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
		(7)	ゼロエミッション推進に向けた事業転換支援事業(製品開発助成)	当該事業(製品開発助成)の交付決定を受けている	ゼロエミッション推進に向けた事業転換支援事業(製品開発助成)の交付決定を受けていることが確認できる書類(交付決定通知書の写し)	公益財団法人東京都中小企業振興公社
		(8)	ゼロエミッション推進に向けた事業転換支援事業(販路拡大助成)	当該事業(販路拡大助成)の交付決定を受けている	ゼロエミッション推進に向けた事業転換支援事業(販路拡大助成)の交付決定を受けていることが確認できる書類(交付決定通知書の写し)	公益財団法人東京都中小企業振興公社
		(9)	製造現場における原油価格高騰等緊急対策事業	当該事業を利用している	製造現場における原油価格高騰等緊急対策事業の助成金の交付決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
		(10)	中小企業の経営安定化に向けたエネルギー自給促進事業	当該事業を利用している	中小企業の経営安定化に向けたエネルギー自給促進事業の助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局商工部経営支援課
		(11)	オフィスビル等のエネルギー効率化による経営安定支援事業	当該事業を利用している	オフィスビル等のエネルギー効率化による経営安定支援事業の助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局商工部経営支援課
		(12)	地域の多様な主体と連携した中小規模事業所省エネ支援事業	当該事業で省エネ対策サポート事業者として登録された事業者の省エネコンサルティングを利用している	省エネ対策サポート事業者との間で締結した省エネコンサルティングに係る契約書等の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部計画課
		(13)	中小規模事業所向け省エネ型換気・空調設備導入支援事業	当該事業を利用している	中小規模事業所向け省エネ型換気・空調設備導入支援事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部事業者エネルギー推進課
H T T ・ ゼロエミ	H T T ・ ゼロエミ	(14)	ZEV 普及促進事業	当該事業を利用している	【EV/PHV】 電気自動車等の普及促進事業における助成金交付決定通知書の写し 【FCV】 燃料電池自動車等の促進事業における助成金交付決定通知書の写し 【電動バイク】 電動バイクの普及促進事業における助成金交付決定通知書の写し 【EV/PHV 外部給電器】 電気自動車等の普及促進事業における助成金交付決定通知書の写し 【FCV 外部給電器】 燃料電池自動車等の促進事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課 東京都産業労働局産業・エネルギー政策部事業者エネルギー推進課
		(15)	燃料電池バス導入促進事業	当該事業を利用している	燃料電池バス導入促進事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課
		(16)	EV バス・EVトラック導入促進事業	当該事業を利用している	EV バス・EVトラック導入促進事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課
		(17)	シェアリング・レンタル用車両 ZEV 化促進事業	当該事業を利用している	シェアリング・レンタル用車両 ZEV 化促進事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課
		(18)	ZEVトラック早期実装化事業	当該事業を利用している	ZEVトラック早期実装化事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課
		(19)	充電設備普及促進事業	当該事業を利用している	充電設備普及促進事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課
		(20)	水素ステーション設備等導入促進事業	当該事業を利用している	水素ステーション設備整備、運営事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課
		(21)	再エネ由来水素の本格活用を見据えた設備等導入促進事業	当該事業を利用している	再エネ由来水素の本格活用を見据えた設備等導入促進事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課
		(22)	水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業	当該事業を利用している	水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課
		(23)	再エネ設備の新規導入につながる電力調達構築事業	当該事業を利用している	再エネ設備の新規導入につながる電力調達構築事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部事業者エネルギー推進課
		(24)	地産地消型再エネ増強プロジェクト	当該事業を利用している	地産地消型再エネ増強プロジェクトにおける助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部事業者エネルギー推進課
		(25)	バイオ燃料活用における事業化促進支援事業	当該事業を利用している	バイオ燃料活用における事業化促進支援事業助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部計画課
		(26)	ゼロエミッション化に向けた省エネ設備導入・運用改善支援事業	当該事業を利用している	ゼロエミッション化に向けた省エネ設備導入・運用改善支援事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部事業者エネルギー推進課
		(27)	環境に配慮したエネルギーステーションづくりに向けた設備等導入支援事業	当該事業を利用している	環境に配慮したエネルギーステーションづくりに向けた設備等導入支援事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部事業者エネルギー推進課
		(28)	島しょ地域における太陽光発電設備等助成事業	当該事業を利用している	島しょ地域における太陽光発電設備等助成事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部事業者エネルギー推進課
		(29)	企業の節電マネジメント(デマンドレスポンス)事業	当該事業を利用している	企業の節電マネジメント(デマンドレスポンス)事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部事業者エネルギー推進課

融資メニュー		融資対象				
細目	略称	No.	事業名/取組名	実施事項	必要書類	所管
社会課題解決融資(社会課題)	HTT・ゼロエミッション支援	(30)	ZEV活用による島しょ地域防災力向上事業	当該事業を利用している	ZEV活用による島しょ地域防災力向上事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部事業者エネルギー推進課
		(31)	ビル等への充放電設備(V2B)導入促進事業	当該事業を利用している	ビル等への充放電設備(V2B)導入促進事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課
		(32)	グリーン水素製造・利用の実機実装等支援事業	当該事業を利用している	グリーン水素製造・利用の実機実装等支援事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課
		(33)	燃料電池フォークリフト実装支援事業	当該事業を利用している	燃料電池フォークリフト実装支援事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課
		(34)	新エネルギー推進に係る技術開発支援事業	当該事業を利用している	新エネルギー推進に係る技術開発支援事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課
		(35)	中小企業等における排出量取引創出のためのモデル事業	当該事業を利用している	中小企業等における排出量取引創出のためのモデル事業の支援対象事業者選定に係る公募結果通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部計画課
		(36)	HTT取組推進宣言企業	東京都の「HTT取組推進宣言企業」の登録を受けている	HTT取組推進宣言企業の登録証の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部計画課
		(37)	運輸・物流分野における脱炭素化支援事業	当該事業を利用している	運輸・物流分野における脱炭素化支援事業における経費の補助金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部計画課
		(38)	中堅・中小企業のサプライチェーンにおける脱炭素化促進支援事業	当該事業を利用している	中堅・中小企業のサプライチェーンにおける脱炭素化促進支援事業における助成金交付決定通知書の写しまたは支援決定通知書の写し(サプライチェーングループ宛に発行されたものであっても、申込企業名が確認出来ることを要する)	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部計画課
		(39)	企業のScope 3対応に向けた航空貨物輸送でのSAF活用促進事業	当該事業を利用している	企業のScope 3対応に向けた航空貨物輸送でのSAF活用促進事業における補助金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部計画課
		(40)	環境に配慮したマルチエネルギーステーション化に向けた経営力強化支援事業	当該事業を利用している	環境に配慮したマルチエネルギーステーション化に向けた経営力強化支援事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部計画課
		(41)	中小規模事業所のゼロエミッションビル化支援事業	当該事業を利用している	中小規模事業所のゼロエミッションビル化支援事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部事業者エネルギー推進課
		(42)	中小規模事業所向け廃熱有効利用設備導入支援事業	当該事業を利用している	中小規模事業所向け廃熱有効利用設備導入支援事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部事業者エネルギー推進課
		(43)	再エネ電源都外調達事業(都外PPA)	当該事業を利用している	再エネ電源都外調達事業(都外PPA)における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部事業者エネルギー推進課
		(44)	地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業	当該事業を利用している	地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部事業者エネルギー推進課
		(45)	蓄熱槽等を活用したエネルギーマネジメント推進事業	当該事業を利用している	蓄熱槽等を活用したエネルギーマネジメント推進事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部事業者エネルギー推進課
		(46)	蓄電池等の分散型エネルギーリソースを活用したアグリゲーションビジネス支援事業	当該事業を利用している	蓄電池等の分散型エネルギーリソースを活用したアグリゲーションビジネス支援事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部事業者エネルギー推進課
		(47)	燃料電池トラック実装支援事業	当該事業を利用している	燃料電池トラック実装支援事業における補助金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課
		(48)	空港等におけるFCモビリティ早期実装化支援事業	当該事業を利用している	空港等におけるFCモビリティ早期実装化支援事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課
		(49)	水素ステーションとカーシェア等のパッケージ支援事業	当該事業を利用している	水素ステーションとカーシェア等のパッケージ支援事業における助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課
		(50)	観光事業者による環境対策促進事業	当該事業に取り組んでいる	交付決定通知書の写し	(公財)東京観光財団 観光産業振興部 観光産業振興課
(51)	-	東京都知事がゼロエミッションに資する取組として、別に指定するもの	-	-	東京都	
HTT・ゼロエミッション支援(脱炭素化促進支援特別)	ゼロエミ・促進	(1)	中小企業等における排出量取引創出のためのモデル事業	当該事業を利用し、CO2排出削減目標を達成している	中小企業等における排出量取引創出のためのモデル事業における設備投資補助の助成金額確定通知書の写し	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部計画課
		(1)	地域金融機関による脱炭素化支援事業	当該事業における専門家派遣支援を、支援内容証明申請書の申請日から起算して、2年前の日が属する事業年度の初めの日以降に受けている	地域金融機関による脱炭素化支援事業の支援を受けていることが確認できる書類。 〔地域金融機関による脱炭素化支援事業〕支援内容証明申請書(様式8)	東京都産業労働局金融部金融課
創業融資(創業)	スタートアップ支援	(1)	X-HUB TOKYO(スタートアップ・グローバル交流HUB事業)	当該事業の支援を受けている	東京都のウェブサイト「X-HUB TOKYO」の採択企業として掲載されていることが確認できるページの写し	東京都産業労働局商工部創業支援課
		(2)	社会課題解決型スタートアップ支援事業	当該事業に採択されている	東京都のウェブサイト「社会課題解決型スタートアップ支援事業」の採択事業者として掲載されていることが確認できるページの写し	東京都産業労働局商工部創業支援課
		(3)	先端医療機器アクセラレーションプロジェクト(AMDAP)	当該事業に採択されている	東京都のウェブサイト「先端医療機器アクセラレーションプロジェクト(AMDAP)」の採択事業者として掲載されていることが確認できるページの写し	東京都産業労働局商工部創業支援課
		(4)	TOKYO戦略的イノベーション促進事業	当該事業に採択されている	TOKYO戦略的イノベーション促進事業の助成金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局商工部創業支援課
		(5)	スタートアップ知的財産支援事業	当該事業に採択されている	スタートアップ知的財産支援事業のハンズオン支援決定通知書の写し	東京都産業労働局商工部創業支援課
		(6)	女性活躍のためのフェムテック開発支援・普及促進事業	当該事業に採択されている	女性活躍のためのフェムテック開発支援・普及促進事業の助成金交付決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
		(7)	女性ベンチャー成長促進事業(APT Women)	当該事業に採択されている	東京都のウェブサイト「女性ベンチャー成長促進事業」の採択事業者として掲載されていることが確認できるページの写し	東京都産業労働局商工部創業支援課
		(8)	ゼロエミッション東京の実現に向けた技術開発支援事業	当該事業に採択されている	ゼロエミッション東京の実現に向けた技術開発支援事業の補助金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局商工部創業支援課
		(9)	未来を拓くイノベーションTOKYOプロジェクト	当該事業に採択されている	未来を拓くイノベーションTOKYOプロジェクトの補助金交付決定通知書の写し	東京都産業労働局商工部創業支援課
		(10)	多様な主体によるスタートアップ支援展開事業(TOKYO SUTEAM)	当該事業の支援を受けている	東京都のウェブサイト「多様な主体によるスタートアップ支援展開事業」のSUコンテスト表彰者として掲載されていることが確認できるページの写し	東京都産業労働局商工部創業支援課
		(11)	スタートアップ社会実装促進事業	当該事業に採択されている	東京都のウェブサイト「PoC Ground Tokyo(スタートアップ社会実装促進事業)」の採択企業として掲載されていることが確認できるページの写し	東京都産業労働局商工部創業支援課
		(12)	スタートアップによる島しょ振興促進事業	当該事業の支援を受けている	東京都のウェブサイトのスタートアップによる島しょ振興促進事業の採択事業者紹介note記事もしくは東京都報道発表資料「スタートアップによる島しょ振興促進事業[TOKYO ISLANDHOOD with STARTUPS]採択者決定!」ページの写し(申込者が参加企業として登録されていることが確認できる箇所のみ可)	東京都産業労働局商工部創業支援課
		(13)	多摩ものづくりスタートアップ起業家育成事業	当該事業に採択されている	多摩ものづくりスタートアップ起業家育成事業の採択支援決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
		(14)	スタートアップ海外進出支援事業	当該事業に採択されている	スタートアップ海外進出支援事業の助成金交付決定通知書の写し	公益財団法人東京都中小企業振興公社
		(15)	開発途上国の社会課題解決に資するスタートアップ支援事業(GlobalXpander Tokyo)	当該事業に採択されている	東京都のウェブサイト「開発途上国の社会課題解決に資するスタートアップ支援事業(GlobalXpander Tokyo)」の採択事業者として掲載されていることが確認できるページの写し	東京都産業労働局商工部創業支援課
		(16)	スタートアップ総合支援拠点の運営(NEXs Tokyo)	当該事業に採択されている	東京都のウェブサイト「NEXs Tokyo」のアクセラレーションプログラム受講生として掲載されていることが確認できるページの写し	東京都産業労働局商工部創業支援課
		(17)	TOKYO STARTUP GATEWAY	当該事業のセミファイナリスト	Webサイトでセミファイナリストであることが分かるページの写し	東京都産業労働局商工部創業支援課
		(18)	行政課題解決型スタートアップ支援事業(UPGRADE with TOKYO)	当該事業ピッチイベントの優勝者	Webサイトでピッチイベントの優勝者であることが分かるページの写し	東京都産業労働局商工部創業支援課
		(19)	連携促進型オープンイノベーションプラットフォーム事業	当該事業のベンチャービルダープログラムに採択されている	Webサイトでベンチャービルダープログラムに採択されていることが確認できるページの写し	東京都産業労働局商工部創業支援課
		(20)	東京ベイeSGプロジェクト	当該事業に採択されている	東京都のウェブサイト「東京ベイeSGプロジェクト[先行プロジェクト]」の代表・構成事業者として掲載されていることが確認できるページの写し又は交付決定通知書の写し	東京都政策企画局計画調整部プロジェクト推進課
		(21)	スマート東京の実現に向けたスマートサービスの実装促進事業	当該事業のスマートサービス実装促進事業者による支援を受けている	スマート東京の実現に向けたスマートサービスの実装促進事業で支援を受けていることが確認できる書類(適格要件確認通知書の写し)	東京都デジタルサービス局デジタルサービス推進部デジタルサービス推進課
		(22)	キングサーモンプロジェクト	当該事業に採択されている	キングサーモンプロジェクトに採択されたことが確認できる書類	東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室
		(23)	現場対話型スタートアップ協働プロジェクト	当該事業の都政現場において協働プロジェクトを実施している	対話型課題解決プロジェクトにおける協働プロジェクト実施に係る協定書の写し	東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室
		(24)	スタートアップによる事業提案制度	当該事業にて試験導入を実施している	スタートアップによる事業提案制度にて試験導入を実施していることわかる書類(委託契約における請書及び仕様書の写し)	東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室
		(25)	スタートアップ・エコシステム 東京コンソーシアム	以下の2事業いずれかに採択されている ・ティア・エコシステム支援プログラム ・グリーンスタートアップ支援プログラム	「スタートアップ・エコシステム東京コンソーシアム」のウェブサイトで①ティア・エコシステム支援プログラム②グリーンスタートアップ支援プログラムのいずれかに採択されたことが確認できるページの写し	東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室
		(26)	Tokyo Innovation Base	Tokyo Innovation Baseで行われる都主催イベント等で採択事業者である	東京都又はTokyoInnovation BaseのウェブサイトにてTIBピッチの採択スタートアップとして掲載されていることが確認できるページの写し	東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室
		(27)	SusHi Tech Tokyo Global Startup Program (旧_City-Tech Tokyo)	「SusHi Tech チャレンジ」(セミファイナル)の登壇社である	東京都又はSusHi Tech Tokyo Global Startup Programのウェブサイトにてピッチイベント登壇スタートアップとして掲載されていることが確認できるページの写し	東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室
		(28)	東京金融賞(金融イノベーション部門)	東京金融賞金融イノベーション部門の受賞事業者	東京都又は「東京金融賞」のウェブサイトにて金融イノベーション部門の受賞事業者であることが確認できるページの写し	東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室

制度の特徴	制度名(略称)	融資対象	融資限度額	資金使途・融資期間	利率(年率)	連帯保証人	物的担保																														
小規模企業者の安定的な資金調達のための保証	小口零細企業保証 (全国小口)	次に掲げる中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号に定める小規模企業者 ①常時使用する従業員の数が製造業等20人(商業・サービス業では5人)以下で、中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業(以下「特定事業」という)を行う事業者 ②常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下で、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするものうち特定事業を行う事業者 ③事業協同小組合で、特定事業を行う事業者またはその組合員の3分の2以上が特定事業を行う事業者 ④特定事業を行う企業組合で、その事業に従事する従業員の数が20人以下の事業者 ⑤特定事業を行う協業組合で、常時使用する従業員の数が20人以下の事業者 ⑥医業を主たる事業とする法人で、常時使用する従業員の数が20人以下の事業者(上記①から⑥に掲げる事業者を除く)	1企業・1組合 2,000万円 ※全国の保証付融資残高(または融資極度額)との合計が2,000万円以下となる必要があります	事業資金 証書貸付 10年以内 (据置期間1年以内を含む) 手形貸付 1年以内 手形割引 6か月以内 電債割引 6か月以内		法人…必要となる場合がある 個人…原則として不要 組合…必要となる場合がある	原則として無担保																														
長期の事業資金に対する保証	長期経営資金保証 (長経)	次のいずれかに該当する中小企業者 ①業歴3年以上で申込金融機関との与信取引が1年以上あり、最近2年間の決算において利益を計上し、債務超過でない ②業歴5年以上で申込金融機関との与信取引が1年以上あり、最近2年間のいずれかの決算において利益を計上しており、③前号に準ずるもので債務超過でなく当期利益計上見込み(次のいずれかに該当するものは③号要件として取扱う) 1. 申込人の所有する不動産の時価評価額合計に対する担保設定額の合計が70%以内 2. 申込人の正味資産が2億円以上 3. 工場、事務所、賃貸用の建物・構造物等の建設または購入資金であって今後とも利益計上見込み 4. 保証を3年以上継続して利用しており、3,000万円以上の残高実績がある	1企業 原則として3,000万円以上2億円以内 100万円単位	運転資金 原則として5年以上15年以内 (据置期間6か月以内を含む) 設備資金 原則として5年以上20年以内 (据置期間6か月以内を含む)		法人…必要となる場合がある 個人…原則として不要	不動産担保を要す																														
経営者保証を不要とすることで、起業・創業の促進を図るための保証	スタートアップ創出促進保証 (SSS保証)	次のいずれかに該当する創業者及び創業者である中小企業者(創業を予定している方) ①事業を営んでいない個人で、2か月以内(※)に法人を設立し事業を開始する具体的な計画がある ※市区町村が実施する認定特定創業支援等事業により支援を受けて創業する方は、6か月以内 ②分社化により別法人を設立して事業を開始する予定の法人 (創業後5年未満の法人) ③事業を営んでいない個人が設立した法人で、設立から5年未満である ④分社化により別法人として新たに設立した法人で、設立から5年未満である ⑤事業を営んでいない個人が開始した事業を法人化し、個人創業時から5年未満である	1企業 3,500万円	事業資金 10年以内 (据置期間1年以内または3年以内)		不要	不要																														
SDGsに賛同し、社会課題の解決や未来社会の実現に向けて前向きに取り組む中小企業者を低保証料率でサポートする保証	SDGs推進応援保証 (SDGs保証)	SDGs(持続可能な開発目標)に賛同の上、社会的課題の解決や未来社会の実現のために、前向きに取り組もうとする、またはすでに取り組んでいる中小企業者	1企業・1組合 3,000万円	事業資金7年以内 (据置期間1年以内を含む)																																	
従業員の健康増進やダイバーシティ経営の推進に取り組む中小企業者を低保証料率でサポートする保証	健康企業応援・ダイバーシティ推進保証 (健康DS保証)	次の①または②のいずれかに該当する従業員数5人以上の中小企業者 ①以下のいずれかの認定や登録を受けている 1. 「健康企業宣言の証」、2. 「トライくるみん」「ぐるみん」または「プラチナくるみん」、3. 「安全衛生優良企業」、チネえるぼし認定」、5. 「ユースエール認定」、6. 「とうきょう次世代育成サポート企業」、7. 「TOKYO働き方改革賞バランス認定企業」(過去認定企業を含む) ②以下のいずれかの取組みを推進している 1. 従業員の健康診断受診率(直近)が80%以上であり、診断結果に所見があった場合に再検査の受診を推進している 2. 従業員に対し、メンタルヘルスに関する啓発や教育を実施している 3. 多様な人材(女性、高齢者、外国人、障害者等)を雇用してその活躍を促し、ダイバーシティ推進に積極的に取り組んでいる	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円	事業資金10年以内 (据置期間1年以内を含む)		法人…必要となる場合がある 個人…原則として不要 組合…必要となる場合がある	必要に応じ																														
極度を設定し簡便迅速な資金調達をするための保証	当座貸越根保証	無担保当座貸越根保証 (当貸ホップ)	次の各要件を全て満たす中小企業者(個人事業者及び組合を除く) ①業歴3年以上で、申込金融機関との与信取引が原則として1年以上 ②直近の決算において次の要件に全て該当するもの 1. 自己資本比率が15%以上であること 2. インタレスト・カバレッジ・レシオが1.0倍以上であること 3. 売上高が1億円以上であること	1企業 100万円以上3,000万円以内	事業資金 2年以内	金融機関所定利率	法人…必要となる場合がある	不要																													
		貸付専用型 (当貸1)	同一事業3年以上で2期以上の申告(決算)を行っており、申込金融機関と6か月以上の与信取引がある中小企業者及び(個人) ①保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが基準以上 ②確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得が300万円以上を計上し、自己名義の不動産(自宅・店舗等)がある ③確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得が100万円以上を計上し、不動産等物的担保提供がある (法人) 保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが基準以上	1企業・1組合 100万円以上2億8,000万円以内	事業資金 1年または2年		原則として5,000万円超の場合は必要																														
		事業者カードローン (当貸2)	同一事業3年以上で2期以上の申告(決算)を行っており、申込金融機関と6か月以上の与信取引がある中小企業者及び(個人) ①保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが基準以上 ②確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得が100万円以上を計上し、かつ自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有する (法人) 保証申込直前期の決算におけるCRDを活用した信用保証協会によるスコアリングが基準以上	1企業・1組合 100万円以上2,000万円以内																																	
		創業カードローン (アリーカード)	申込金融機関が今後とも支援育成したい中小企業者であって、申込時点で創業後5年以内であるもの	1企業・1組合 300万円	事業資金 1年		法人…必要となる場合がある 個人…原則として不要 組合…必要となる場合がある	原則として不要																													
		スマートカードローン 当座貸越根保証 (スマートカード)	申込金融機関が今後とも支援育成したい中小企業者であって、以下の要件を全て満たすもの ①与信取引(信用保証付融資を含む)がある ②法人の場合は(1)、個人の場合は(2)に該当する (1) 直近の決算において、経常利益を計上している又は債務超過でない (2) 直近の決算において、所得金額がある	1企業・1組合 500万円	事業資金 1年																																
既存借入金を借り換えまたは一本化することで資金繰りを安定させるための保証	借換保証	資金繰1	次の各要件を満たす中小企業者及び組合 ①保証申込時点において、(安定化)(安定化S)(安定化V)の既存借入金の残高があること ②経営安定関連保証を利用する場合は、適切な事業計画を有していること ③経営安定関連保証を利用する場合は、信用保険法第2条第5項各号の区市町村長の認定書を有すること	左記①の借入金残高(資金繰1、資金繰2)の融資残高を含みます)	事業資金 10年以内 (据置期間1年以内を含む)		原則として、借換を行う既存の保証条件と同じ																														
		資金繰2	次の各要件を満たす中小企業者及び組合 ①保証申込時点において、保証付借入金の残高があること ②適切な事業計画を有していること ③経営安定関連保証を利用する場合は、信用保険法第2条第5項各号の区市町村長の認定書を有すること	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円				事業資金 15年以内 (据置期間1年以内を含む)③	原則として、借換を行う既存の保証条件と同じ。返済資金以外の新規融資を含む場合は、通常の借入に対する保証条件と同じ																												
		資金繰3	次の各要件を満たす中小企業者及び組合 ①保証申込時点において保証付借入金の残高があること ②①の既往借入金の全部または一部について返済条件の緩和を行っていること ③金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円																																	
		資金繰4	次の各要件を満たす中小企業者及び組合 ①保証申込時点において保証付借入金の残高があること ②①の既往借入金の全部または一部について返済条件の緩和を行っていること ③金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円																																	
資本市場からの資金調達を円滑にするための保証	特定社債保証 (私募債)	次の基準(1)～(3)について、①の要件を満たす中小企業で、②または③のいずれかを満たし、かつ④または⑤のいずれかを満たす方 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準(1)</th> <th>基準(2)</th> <th>基準(3)</th> <th>充足要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 純資産の額</td> <td>5千万円以上3億円未満</td> <td>3億円以上5億円未満</td> <td>5億円以上</td> <td>必須要件</td> </tr> <tr> <td>② 自己資本比率</td> <td>20%以上</td> <td>20%以上</td> <td>15%以上</td> <td>必須要件</td> </tr> <tr> <td>③ 純資産倍率</td> <td>2.0倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> <td>ストック要件(1つ以上充足)</td> </tr> <tr> <td>④ 使用総資本事業利益率</td> <td>10%以上</td> <td>10%以上</td> <td>5%以上</td> <td>フロー要件</td> </tr> <tr> <td>⑤ インタレスト・カバレッジ・レシオ</td> <td>2.0倍以上</td> <td>1.5倍以上</td> <td>1.0倍以上</td> <td>フロー要件(1つ以上充足)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準(1)	基準(2)	基準(3)	充足要件	① 純資産の額	5千万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上	必須要件	② 自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	必須要件	③ 純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	ストック要件(1つ以上充足)	④ 使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上	フロー要件	⑤ インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上	フロー要件(1つ以上充足)	発行最高限度額 5億6,000万円 (保証金額 4億4,800万円) *1回の最低発行額 3,000万円	事業資金 2年以上7年以内	社債利息、発行費用等は申込金融機関に確認してください	不要	必要に応じ
項目	基準(1)	基準(2)	基準(3)	充足要件																																	
① 純資産の額	5千万円以上3億円未満	3億円以上5億円未満	5億円以上	必須要件																																	
② 自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上	必須要件																																	
③ 純資産倍率	2.0倍以上	1.5倍以上	1.5倍以上	ストック要件(1つ以上充足)																																	
④ 使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	5%以上	フロー要件																																	
⑤ インタレスト・カバレッジ・レシオ	2.0倍以上	1.5倍以上	1.0倍以上	フロー要件(1つ以上充足)																																	
一定の財務要件のもとで経営者保証を不要とする保証	財務要件型無保証人保証 (財務無保証人)	※ご利用になる制度毎に、融資対象になる中小企業の範囲が異なります。 (私募債)は、中小企業信用保険法に定める「会社」 (財務無保証人)は、中小企業信用保険法に定める「中小企業者」	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円	運転7年以内 (据置期間1年以内を含む) 設備10年以内 (据置期間1年以内を含む) ※一括返済の場合は運転・設備とも2年以内	金融機関所定利率																																

③ 返済資金以外の新規融資分を含む場合は、据置期間2年以内とする。

制度の特徴	制度名(略称)	融資対象	融資限度額	資金使途・融資期間	利率(年率)	連帯保証人	物的担保
一定の要件を満たすことで、保証料の上乗せにより経営者保証が不要となる保証(上乗せ保証料に対して、国からの一部補助あり)	事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証 (国補助選択型経保)	次の(1)から(5)までのいずれにも該当する法人である中小企業者 ただし、法人の設立後最初の事業年度(以下「設立事業年度」という。)の決算がない法人である中小企業者は(1)、(2)事業年度の決算がない法人である中小企業者は(3)の申込人資格要件は問わない。 (1)当協会への保証申込日(以下「申込日」という。)以前2年間(法人の設立日から起算して申込日までの期間が2年において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること (2)申込日の直前の決算において、代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと (3)次の両方又はいずれかを満たすこと ①申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過でないこと(注1) ②申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと(注2) (4)次の①および②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること ①申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること ②申込日を含む事業年度以降の決算において、代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上相当と認められる額を超えないこと (5)信用保証料の上乗せを条件として経営者保証を提供しないことを希望していること (注1)「純資産の額≧0」であること (注2)「経常利益+減価償却≧0」であること	1企業 8,000万円 ※経営安定関連保証4号・5号の場合は別に8,000万円	事業資金 10年以内 (据置期間1年以内を含む)		不要	不要
一定の要件を満たすことで、既存の経営者保証を提供したプロパー融資から、経営者保証を不要とする保証付融資への借換えが可能となる保証	プロパー融資借換特別保証 (プロパー借換)	申込金融機関から経営者保証を提供したプロパー融資を受けており、かつ、次の(1)から(4)までに定める全ての要件を満たす法人である中小企業者 (1)資産超過であること (2)EBITDA有利子負債倍率(注1)が15倍以内であること (3)法人・個人の分離がなされていること (4)返済緩和している借入金がないこと(注2) (注1) EBITDA有利子負債倍率=(借入金・社債-現預金)÷(営業利益+減価償却費) (注2) 申込日が危機関連保証の指定期間である場合、新型コロナウイルス感染症に係る経営安定関連保証4号の指定期間である場合は、要件の確認基準	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円 (ただし経営者保証を提供していないプロパー融資残高の範囲内)	事業資金 10年以内 (据置期間1年以内を含む)			
経営状況の定期的把握に基づき、更新可能な短期資金の提供で資金繰りの安定を支援する保証	短期一括連携保証 (短期一括)	申込金融機関と与信取引があり、次の①または②の要件を満たす中小企業者及び組合 ①法人の場合は、直近の決算において経常利益を計上していることまたは債務超過でないこと ②個人の場合は、直近の確定申告において所得金額があること	1企業・1組合 3,000万円	運転資金 1年以内			
金融機関と当協会が連携して、まとまった資金を円滑に供給し継続的な支援を行うことで事業の発展を支援する保証	タイアップ成長支援保証 (タイアップ)	申込金融機関が事業内容や成長性を適切に評価した上で、当協会と連携して支援育成していきたい方針である中小企業者(申込金融機関のプロパー融資と同時実行を要す)	1企業・1組合 5,000万円	事業資金 7年以内 (据置期間6か月以内を含む)			必要に応じ
東日本大震災により被害を受けた中小企業者の資金繰り支援のための保証	東日本大震災復興緊急保証 (震災緊急)	東日本大震災復興緊急保証制度に係る区市町村長等の認定等を受けた中小企業者及び組合	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円	事業資金 10年以内 (据置期間2年以内を含む)		法人…必要となる場合がある 個人…原則として不要 組合…必要となる場合がある	
大規模な経済危機や災害等により影響を受けた中小企業者の資金繰り支援のための保証	危機関連保証 (危機関連)	突発的に生じた大規模な経済危機、災害等により経営の安定に支障が生じていることについて区市町村長の認定を受けた危機指定期間のみ利用可能)	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円	事業資金 10年以内 (据置期間2年以内を含む)			
法的な再建手続きを行う中小企業者の事業再生のための保証	事業再生保証 (再生)	次の(1)、(2)及び(3)のいずれにも該当する中小企業者 (1) 次の①または②のいずれかに該当するもの ①再生事件または更生事件が係属しているもの ②民事再生法(平成11年法律第225号)第188条第1項の規定に基づき再生手続終了の決定を受けたもの(再生計画業者令で定める場合を除く) (2) 再生計画の認可または更生計画の認可の決定が確定した後3年を経過していないもの (3) 次の①及び②のいずれにも該当するもの ①金融機関及び取引先から取引の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められること ②債選が見込まれること	1企業・1組合 2億円	事業資金 10年以内			
主力取引金融機関・中小企業再生支援協議会の指導の下、経営改善を図っている中小企業者に対する保証	東京再生サポート保証 (再生サポート)	申込金融機関(申込人に対する貸付金等の与信シェアが、原則として50%以上ある金融機関に限る)から、企業再生に ①中小企業活性化協議会の支援により策定された経営改善計画または申込金融機関等の指導により策定された経営改善を実施することにより企業再生が見込まれること ②原則として最近3年間のいずれかの決算において営業利益を計上しており、事業構造の再構築により将来的に収益改善が期待できることに積極的であること	1企業 5,000万円	事業資金 10年以内 (据置期間1年以内を含む)	金融機関所定利率	法人…必要となる場合がある	原則として無担保
所定の計画に従い事業再生を行うための保証	事業再生計画実施関連保証 (改善サポート)	中小企業再生支援協議会が作成に関与した計画や信用保証協会が事務局を務める経営サポート会議において検討、決定に基づき事業再生を行うもの	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円	事業資金 15年以内 (据置期間1年以内を含む) ※事業再生計画の実施に必要な資金に限る		法人…必要となる場合がある 個人…原則として不要 組合…必要となる場合がある	必要に応じ
破綻金融機関等と金融取引を行っていたため金融取引に支障が生じている中堅事業者に対する保証	中堅企業特別保証 (中堅)	適かつ健全に事業を営む中堅事業者で、破綻金融機関等と過去1年以内に金融取引を行っていたために、金融取引に ①破綻金融機関等からの借入金返済を含めた事業資金の調達が必要であること ②破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法第2条第2項に規定する都道府県知事の認定を受けていること	1企業 6億円 (既存保証残を含む) 原則として破綻金融機関等からの借入金を上限とする保証付借入額は借入額の8割を上限とする2割以上は融資実行金融機関の固有貸付とし、必ず保証付融資との協調融資とする	運転 5年以内 (据置期間1年以内を含む) 設備 7年以内 (据置期間1年以内を含む)		法人…必要となる場合がある	この融資を含めて保証合計額が1億円超は原則として有担保
一定の要件を満たす中小企業者については保証人を徴求せず、また、専門家による支援・確認を受けた場合には低保証料率で、中小企業者の事業承継促進を図るための保証	事業承継特別保証 (承継特別)	次の①または②に該当し、かつ③に該当する中小企業者。 ただし、本制度を既に利用している中小企業者は、上記に該当することに加え、本制度1回目の保証日から3年以内に保証 ①保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人。 ②令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過し ③次のアからエまでに定める全ての要件を満たすこと。 ア 資産超過であること イ EBITDA有利子負債倍率(注)が15倍以内であること ウ 法人・個人の分離がなされていること エ 返済緩和している借入金がないこと (注) EBITDA有利子負債倍率=(借入金・社債-現預金)÷(営業利益+減価償却費)	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円	事業資金 10年以内 (据置期間1年以内を含む) ※既存のプロパー借入金(個人保証あり)の借換えも可能 ※融資対象②に該当する場合は、事業承継前における個人保証を提供している既往借入金(申込金融機関以外のプロパー借入金含む)の返済資金に限る		不要	
事業承継計画に基づき、持株会社が事業会社の株式を集約化するための資金に対する保証	事業承継サポート保証 (持株承継)	事業承継計画に基づき、事業会社の株式を集約化するための資金供給を必要としている、次の全ての要件を満たす持株会社 ①事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を持株会社が保有する旨の事業承継計画を策定していること ②持株会社は、事業会社の事業活動を支配することを目的として新たに設立され、初年度決算が未到来であること ③持株会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を後継者が保有していること ④承継の対象となる事業会社が中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種に属する事業を行っていること ⑤承継の対象となる事業会社において、株式所有の分散、または株式評価の高騰等の要因により、事業承継計画に基づく	1企業 2億8,000万円	後継者への事業承継を目的とした事業承継計画の実施に必要な資金 15年以内 (据置期間2年以内を含む) ※持株会社が被後継者の保有する事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を一括で取得する資金および附帯費用に限る		法人…必要となる場合がある	
自主的な廃業を選択する中小企業者に対する保証	自主廃業支援保証 (自主廃業支援)	現在事業を行っている中小企業者であって、次の全ての要件を満たすもの ①事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自ら廃業を選択するもの ②直近決算が実質的に債務超過でなく、完済が求められる債務について事業清算により完済が見込めること ③バンクミーティング等(債権者たる金融機関等の関係者が当該申込人への支援の方向性、内容等を検討する場)により計画の実行及び進捗の報告を行うもの	1企業・1組合 3,000万円	廃業計画の実施に必要な事業資金 1年以内 (かつ終期は解散予定日より前)		法人…必要となる場合がある 個人…原則として不要 組合…必要となる場合がある	必要に応じ
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰り円滑化を図るための保証※1	伴走支援型特別保証 (伴走特別)	(1)から(2)に該当する中小企業者又は組合 (1)経営行動計画書を策定していること。 (2)アからオのいずれかに該当すること。 ア セーフティネット保証4号の認定の取得 イ セーフティネット保証5号の認定の取得 ウ 最近1か月の売上高が前年同月に比して5%以上減少していること。 エ 最近1か月前月の売上高総利益率が前年同月・直近決算のいずれかの売上高総利益率と比較して5%以上減少して利益が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること。 オ 最近1か月前月の売上高営業利益率が前年同月・直近決算のいずれかの売上高営業利益率と比較して5%以上減少して利益が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること。 カ 激甚災害(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づいて指定された令和六年能登半島地震による災害に限る。)につい	1企業・1組合 1億円	事業資金 10年以内 (据置期間5年以内を含む)		法人…必要となる場合がある 個人…原則として不要 組合…必要となる場合がある	
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者が事業再生計画等に従って事業再生を行うための資金に対する保証※3	事業再生計画実施関連保証(感染症対応型) (改善サポ感染)	中小企業活性化協議会が作成に関与した計画や信用保証協会が事務局を務める経営サポート会議において検討、決定された計画など、所定の計画に基づき事業再生を行うもの。	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円	事業資金 15年以内 (据置期間5年以内を含む) ※事業再生計画の実施に必要な資金に限る			

※1 信用保証料については、全事業者に対し、事業者負担が保証料率0.2%~1.15%になるよう国が補助。
 ※2 一定の要件を満たす場合に、保証料率を0.2%上乗せすることで経営者保証を免除することができる。
 ※3 信用保証料については、全事業者に対し、事業者負担が0.2%になるように国が補助。